

令和3年度  
事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公益社団法人 全日本銃剣道連盟

## I. 基本方針及び重視事項

### 1. 基本方針

公益社団法人全日本銃剣道連盟（以下「全銃剣連」という）は、スポーツ基本法、武道憲章及び銃剣道修行の指標に則り、銃剣道・短剣道の普及振興を図る事業を行い、国民の体力向上と健全な人間形成に寄与する。この際、新型コロナウイルス影響下における円滑な連盟の運営を重視する。

### 2. 重視事項

#### （1）新型コロナウイルス影響下における円滑な連盟の運営

- 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策の実践
- 新型コロナウイルス感染状況に柔軟に対応し、会員の確保、大会・研修会等の開催等銃剣道・短剣道の普及振興事業を推進
- 会費収入、登録料収入等基本的事業収入の確保努力並びに経費削減努力により、健全な連盟運営基盤を保持
- 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、リモート会議等を活用

#### （2）会員数の増大

- 会員は全銃剣連活動の根源、その減少は全銃剣連全体にとって死活問題
- 会員増勢問題検討委員会の成果を発揮し、全銃剣連全体で会員増勢に努力
- 会員確保目標の明示：中期計画に基づく全銃剣連及び都道府県連の会員確保目標明示を継続
- 銃剣道に関する正しい認識の普及：銃剣道の意義、全銃剣連の使命・活動等
- 新規会員の獲得：自衛隊における新規会員、ジュニア・女性・大学生・高齢者会員の獲得
- 会員の減勢防止：新型コロナウイルスの影響による会員離れ防止
  - \* 自衛隊会員継続：競技会奨励・支援、きめ細かな審査会開催（出張審査等）、異動会員対応
  - \* 銃剣道キャリアの活用：称号段位の検定記録簿記載、社会貢献参画
  - \* 生涯銃剣道・短剣道の環境整備：道場整備、指導者・審判・役員進路の情報
  - \* ジュニア・女性・大学生・高齢者会員の継続：情報提供、指導者育成、道場整備
- 会員の掘り起こし：元会員の再入会、新型コロナウイルスの影響により離れた会員の呼び戻し
  - \* 元会員の再入会：再入会環境の整備（道場整備）、情報提供（OB会等活用）
  - \* 活動の場の提供：「全日本高齢者武道大会」参加奨励、地方大会高齢者部門充実、役員等への登用

- \* 新型コロナウイルスの影響により離れた会員への声掛け・呼び戻し
- 会員管理要領の検討：会員の定義、会員管理体制整備等

### (3) 銃・短剣道に関する指導者及び審判員の育成

- 指導者及び審判員の育成は銃剣道の命運を担うと認識、長期的育成努力
- 指導者の思想統一：ブロック指導員の銃剣道・短剣道青少年指導者講習会、A級審判員研修会への参加義務を継続
- 八段受審促進：A級審判員審査会時に八段審査会開催、地方開催可能策継続
- (公財) 日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ資格取得の奨励
- 地域社会武道指導者研修会事業への参画：鳥取、福島、神奈川、静岡

### (4) ジュニアの育成強化

- 意義：ジュニア剣士の育成は、人間形成という社会貢献、同時に連盟存続のための後継者育成
- ジュニア育成拠点の拡大目標：全県設置、120道場
- 方策：部活動・同好会、道場・クラブ・教室、スポーツ少年団、学校開放、駐屯地体育館活用
- ジュニアの大会参加奨励：高校生大会・少年少女錬成大会への全県出場
- ジュニアへのPR：地方イベントやタレント発掘事業への参画
- ジュニア指導者の育成：青少年指導者講習会への参加、公認スポーツコーチ資格の取得
- 範士審査への反映：ジュニア育成事業への参画（道場開設または参加）を重視

### (5) 中学校・高等学校銃剣道授業の推進

- 意義：中学校・高等学校銃剣道授業による学校教育への参画は、現代武道の一員としての証
- 要領：中学校・高等学校新学習指導要領先行実施に基づき、銃剣道授業の実現・拡大努力継続
- 目標：中学校銃剣道授業実施校15校、全ブロック実施
- スポーツ庁委託事業の受託継続
- \* 学校等に授業採用を依頼する「コーディネーター」と「外部指導者」の育成
- \* 有識者会議を継続し、外部からの意見を聴取
- \* 授業実施校への用具支援を継続
- \* 教育委員会や学校等との連携を強化するための施策を継続
- 「武道推進モデル校制度」の積極的活用
- 全国銃剣道指導者研修会への参加奨励：教員、地域指導者（ブロック指導員等）育成
- 中学校武道授業（銃剣道）指導法研究事業の継続実施

(6) 東京オリンピック開催にともなう日本武道館休館への対応

- 日本武道館全館休館期間：令和3年4月16日～令和3年9月30日
- 日本武道館休館期間における全日本大会の整齊とした実施
- 日本武道館休館期間の終了により、全銃剣連事務所を日本武道館に再移転

(7) 女性への普及振興

- 意義：女性への普及振興は、連盟活動の幅を拡大すること以上に現代における組織体の常識
- 要領：女性普及委員会を中心に、銃剣道・短剣道の女性への普及振興、女性の活用、女性活動の環境整備について努力
- 留意：ガバナンスコードに対応して女性の活躍の場を拡大

(8) 国際普及活動

- 意義：銃剣道・短剣道の国際的普及は、現代武道の証
- 要領：国際普及委員会を中心に、銃剣道・短剣道の海外への普及、国際組織の在り方を検討
- 留意：海外における国際銃剣道・短剣道セミナー開催の検討、経費的支援方策検討

(9) 外部意見の聴取

- 意義：全銃剣連の健全な発展に不可欠
- 要領：有識者会議（スポーツ庁委託事業）の継続実施

(10) 連盟の活性化

- 意義：現場意見の施策への反映
- 要領：アスリート委員会の活動継続

(11) ガバナンスコードへの対応

- 制度の見直し、規則の改正等を実施

(12) 対外発信

- 正しい銃剣道・短剣道の認識普及のため各種広報活動の実施

(13) その他

- 国民スポーツ大会実施競技選定調査への適切な対応により、毎年実施競技を継続

## Ⅱ. 事業内容

### 1. 全日本銃剣道選手権大会及びその他の競技大会の開催について

#### (1) 高松宮記念杯争奪第 29 回全日本銃剣道選手権大会

- 開催年月日：令和 3 年 9 月 5 日(日)
- 開催場所：静岡県 御殿場市体育館
- 参加選手：64 名を予定
- 選手を派遣できない県連盟がある場合は、その出場枠を当該ブロックからブロック選出選手として出場させることができる。

#### (2) 第 65 回全日本銃剣道優勝大会

- 開催年月日：~~令和 3 年 4 月 11 日(日)~~
- 開催場所：~~静岡県 御殿場市体育館~~
- 参加選手・監督：800 名を予定
- ※ 大会の開催を延期
- ※ 新型コロナウイルス感染症の収束状況により、今後の予定を決定

#### (3) 第 52 回全日本青年銃剣道大会

- 開催年月日：令和 3 年 9 月 4 日(土)
- 開催場所：静岡県 御殿場市体育館
- 参加選手・監督：1,000 名を予定

#### (4) 第 33 回全国高校生銃剣道大会

- 開催年月日：令和 3 年 7 月 17 日(土)
- 開催場所：宮城県 岩沼市立岩沼中学校
- 参加選手・監督：300 名を予定

#### (5) 第 21 回全日本短剣道大会

- 開催年月日：令和 4 年 2 月 13 日(日)
- 開催場所：日本武道館
- 参加選手・監督：350 名を予定

#### (6) 令和 3 年度全日本少年少女銃剣道・短剣道錬成大会

- 開催年月日：~~令和 3 年 7 月 18 日(日)~~
- 開催場所：~~宮城県 岩沼市総合体育館~~
- 参加選手・監督：350 名を予定
- ※ 「ブロックにおける開催」とする。
- ※ 開催の要領（時期・場所等）については、各ブロックと調整し決定する。

### (7) 競技会参加者等の要件

- 全銃剣連が主催する競技大会に出場する選手・監督・コーチは、令和2年度の全銃剣連会員であり当該年度の会費を完納した者に限る。ただし、少年少女錬成大会・高校生大会は除く。
- 国民体育大会の競技種目別に参加するチームの監督・コーチは、(公財)日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ1以上の有資格者とする。
- 全銃剣連が主催する競技大会の審判長・試合場主任は、名誉審判員とする。

## 2. 銃剣道及び短剣道に関する調査、研究及び教則の制定と競技規則・審判規則の統一。講習会・研修会の開催と指導員・審査員の派遣

### (1) 銃剣道・短剣道青少年指導者講習会

- 目的：日本武道館との共催により講習会を開催し、青少年指導者及び高段保有者等の銃剣道・短剣道に関する識見、指導能力及び技倆を向上
- 開催時期：令和3年5月14日(金)～16日(日)
- 開催場所：日本武道館研修センター

### (2) A級審判員研修会

- 目的：A級審判員資格保有者及び同受審資格者に対し研修会を開催し、審判理論の精通及び審判技術の向上を図るとともに、A級審判員としての権威と資質を養成
- 開催時期：令和4年1月28日(金)～29日(土)
- 開催場所：日本武道館研修センター

### (3) ブロック研修会：各ブロックで実施、指導員派遣

- 目的：全国の銃剣道・短剣道及び審判法に関する知識・技能の均衡的発展を図るため、ブロックごとの研修会を実施
- 日程・内容等：各ブロックの計画による。高段者(六・七段対象)の段位審査は研修会最終日または研修会翌日に行う

### (4) 第8回全国銃剣道指導者研修会

- 目的：日本武道館との共催により研修会を開催し、学校教員への銃剣道指導能力の普及を図るとともに、外部指導者候補者(女子含む)、ブロック指導員等の技倆及び指導能力の向上等、銃剣道・短剣道に関する指導者の能力向上と幅広い分野への指導者を拡大
- 参加対象：学校教員、各地域外部指導者候補者(女性含む)等
- 開催時期：令和3年11月12日(金)～14日(日)
- 開催場所：日本武道館研修センター

#### (5) 国内強化合宿

- 目的：JOC（日本オリンピック委員会）委託事業として開催し、高校生・中学生等の銃剣道・短剣道に関する技倆を向上させ、心身とも健全な人材を育成
- 開催時期・場所：各ブロック等の計画

#### (6) (公財) 日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ養成講習会

- 目的：日本スポーツ協会公認のコーチ2（銃剣道）受験資格者及びコーチ1（銃剣道）受験資格者に対し銃剣道に関する講習会を実施し、資格の取得に寄与
- 公認銃剣道コーチ2銃剣道専門科目講習会（30時間）
  - \* 希望調査により開催決定、開催時期・場所は別途通知
- 公認銃剣道コーチ1銃剣道専門科目講習会（40時間）
  - \* 令和3年10月29日（金）～31日（日）、鳥取県立武道館
  - \* 令和3年11月21日（日）～23日（火）、青森県 三沢市国際交流スポーツセンター

#### (7) 指導員派遣事業

- 全銃剣連が主催する研修会・講習会に対しては、ブロック指導員を派遣
- 日本武道館及び全国都道府県立武道館協議会加盟武道館と共催で行う地方青少年武道（銃剣道）錬成大会及び地域社会武道指導者研修会に対しては、全銃剣連が指定したブロック指導員2名を派遣
- ブロック及び県連盟等が研修会を計画し、指導員等の派遣を必要とする場合及び県教育委員会等から強化指定校の指導員の派遣を要請された場合は、指定講師を派遣するよう協力

#### (8) 国際交流事業

- 国際普及委員会を中心に活動
- 国際組織の在り方検討
- 日本武道協議会計画事業への参加等

#### (9) 銃剣道・短剣道に関する調査、研究

- 競技力向上委員会により、銃剣道・短剣道に関する基本問題の研究、競技力を高めるための応用技の研究、女性に対する教育指導・健康指導・護身的要素の指導、年齢別・性別ごとの身体トレーニング法の実践、銃剣道・短剣道教則改正等について調査・研究を継続
- 中学校武道必修化対応施策充実のため、指導法の研究、指導書の改善、教員・授業協力者の養成、参考資料、DVD、用具、教材、銃剣道授業実施校への用具支援、スポーツ庁「武道等指導充実・資質向上支援事業」への参画による学校等との連携等の実施

- ドーピング防止委員会、医学・安全委員会により、ドーピング防止活動及び医学・安全活動に関する資料収集を行い、ガイドライン・マニュアル等の作成や啓発教育等に関する調査・研究を継続
- 女性普及委員会を中心に、銃剣道・短剣道の女性への普及振興、女性の活用、女性活動の環境整備等について調査・研究を実施
- 会員増勢委員会により、会員増勢に関する施策を推進
- アスリート委員会により、連盟内の意思疎通、活性化、後継者の育成を継続
- 倫理委員会により、全銃剣連のガバナンス向上に関する施策を推進
- 国際普及委員会により、銃剣道・短剣道の国際的普及に関する施策を推進
- 中学校武道必修化に対応して用具の支援、指導書の改善を継続
- 令和3年度スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」に参画
  - \* 都道府県連コーディネーターの配置：令和3年6月～8月
  - \* 都道府県連中学校授業外部指導者名簿の作成：令和3年6月～8月
  - \* コーディネーター・外部指導者研修会の開催  
令和3年9月25日（土）～26日（日）・日本武道館研修センター
  - \* 有識者会議の開催  
第1回：令和3年10月、第2回：令和4年2月13日（日）
- ホームページ改善等のブランディング活動、有識者提言の実施等により、情報戦略分野を強化

### 3. 銃剣道及び短剣道の技倆に関する資格認定及び称号段位の付与

#### (1) 段位審査会

- 八段審査会
  - \* 構成：会長が指名する審査員11名で構成
  - \* 中央開催：令和4年1月30日（日）午後、日本武道館研修センター
  - \* 地方開催：受審者10名以上の場合、希望ブロックが定める日時・場所で開催
- 六段・七段審査会
  - \* 構成：全銃剣連選定の審査員7名で構成
  - \* 開催時期・場所：各ブロック研修会最終日または翌日、研修会開催場所で開催
- 五段以下審査会：各都道府県連盟に委託

#### (2) 称号審査会

- 範士称号審査会
  - \* 審査会の構成：称号・段位審査規則第4条（審査会の種類と構成）第2項により構成
  - \* 開催時期：令和3年12月 書面審査を予定



- 教士・錬士称号審査会：称号・段位審査規則第4条（審査会の種類と構成）第3項により構成し、実施

### （3）指定審判員審査会

- A級審判員審査会
  - \* 主催及び構成：全銃剣連が主催し、会長が指名する審査員11名以上で構成
  - \* 開催時期：令和4年1月30日（日）午前
  - \* 開催場所：日本武道館研修センター
- B級審判員審査会
  - \* 構成：全銃剣連選定の審査員7名で構成
  - \* 開催時期：各ブロック審判研修会時に1日の日程で年間9回開催
- C級審判員審査会：各都道府県連盟に委託
- 名誉審判員認定審査：指定審判員規則第14条に則り、全銃剣連が実施

### （4）段位特別審議会

- 九段・十段審議会：称号段位審査規則第9条に則り、全銃剣連が実施

## 4. 機関誌の発行・銃剣道等に関する図書の出版

### （1）機関誌「剣の心」第68号の発行

- 目的：銃剣道・短剣道に関する情報交換・紹介等により会員の相互親睦及び修行の資とするとともに、銃剣道・短剣道の普及振興を推進
- 発行時期：令和4年3月

### （2）銃・短剣道に関する図書の出版

- 教則の販売
- 試合・審判規則及び細則の販売
- DVDの販売

## 5. 功労者の表彰

### （1）全銃剣連の行う表彰

- 趣旨：「表彰及び感謝状の授与に関する規則」及び「表彰等規則の施行に関する細則」に則り、功労のあった団体・個人に対して審査のうえ以下の表彰、褒章または感謝状を授与
  - \* 特別功労章
  - \* 功労章

- \* 優良都道府県連盟表彰
- \* 優良団体表彰
- \* 感謝状

## (2) 全銃剣連以外の団体等が行う表彰への推薦

- 日本武道協議会が行う表彰への推薦
- \* 武道功労者
- \* 武道優良団体表彰
- \* 少年少女武道優良団体表彰
- 新聞社等が行う表彰への推薦

## Ⅲ. その他

### 1. 会議等

- 第1回通常理事会 : 令和3年 5月12日(水)、都内
- 定時社員総会 : 令和3年 5月27日(木)、都内
- 第2回通常理事会 : 令和3年12月18日(土)、書面議決またはリモート会議を予定
- 第3回通常理事会 : 令和4年 3月26日(土)、書面議決またはリモート会議を予定

### 2. 委員会

委員会が計画する時期・要領にて開催

- 競技力向上委員会
- ドーピング防止委員会
- 医学・安全委員会
- 倫理委員会
- 女性普及委員会
- 国際普及委員会
- アスリート委員会
- 会員増勢問題検討委員会

### 3. 規則等の改正

- 適宜改正

### 4. 報告等

- 各県連等は、翌月10日までに月報、令和3年6月末日までに前年度事業報告書・収支決算報告書を全銃剣連に提出

## 都道府県連別年度別会員目標数

県連等	平成27年度	平成28年度	差	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北海道	3,782	3,402	-380	3,590	3,770	3,958	4,156	4,364
青森	511	453	-58	480	504	529	556	583
岩手	404	449	45	451	474	497	522	548
宮城	967	812	-155	888	932	979	1,028	1,079
秋田	292	728	436	730	767	805	845	887
山形	606	486	-120	544	571	600	630	661
福島	1,077	1,086	9	1,088	1,142	1,200	1,259	1,322
茨城	187	204	17	207	217	228	240	252
栃木	172	181	9	183	192	202	212	222
群馬	160	144	-16	150	158	165	174	182
埼玉	1,306	1,066	-240	1,184	1,243	1,305	1,371	1,439
千葉	517	526	9	528	554	582	611	642
東京	463	427	-36	443	465	488	513	538
神奈川	936	998	62	1,000	1,050	1,103	1,158	1,216
山梨	184	175	-9	178	187	196	206	216
新潟	278	232	-46	253	266	279	293	308
富山	111	50	-61	79	83	87	91	96
石川	452	481	29	483	507	533	559	587
福井	61	70	9	71	75	78	82	86
長野	149	117	-32	131	138	144	152	159
岐阜	51	50	-1	51	54	56	59	62
静岡	1,039	887	-152	961	1,009	1,060	1,112	1,168
愛知	1,056	1,039	-17	1,046	1,098	1,153	1,211	1,271
三重	546	500	-46	521	547	574	603	633
滋賀	123	142	19	144	151	159	167	175
京都	557	534	-23	544	571	600	630	661
大阪	103	149	46	151	159	166	175	184
兵庫	548	475	-73	510	536	562	590	620
奈良	38	36	-2	37	39	41	43	45
和歌山	33	32	-1	33	35	36	38	40
鳥取	464	452	-12	456	479	503	528	554
島根	99	66	-33	81	85	89	94	98
岡山	490	389	-101	438	460	483	507	532
広島	543	197	-346	368	386	406	426	447
山口	552	1,544	992	1,558	1,636	1,718	1,804	1,894
徳島	47	33	-14	38	40	42	44	46
香川	496	370	-126	431	453	475	499	524
愛媛	351	354	3	358	376	395	414	435
高知	331	317	-14	322	338	355	373	391
福岡	1,048	806	-242	925	971	1,020	1,071	1,124
佐賀	33	43	10	44	46	49	51	53
長崎	336	299	-37	316	332	348	366	384
熊本	864	764	-100	812	853	895	940	987
大分	392	264	-128	326	342	359	377	396
宮崎	893	838	-55	864	907	953	1,000	1,050
鹿児島	539	443	-96	489	513	539	566	594
沖縄	434	327	-107	379	398	418	439	461
学生	113	148	35	150	158	165	174	182
本部		7	7					
合計	24,734	23,592	-1,142	25,014	26,265	27,578	28,957	30,405

【目標値設定の考え方】平成29年度目標数は、平成28年度会員数が前年比減少県連は減少分の半数回復を基準、増加県は総目標会員数を考慮して相当分を増加、平成30年度以降は一律に前年比5%増